

基礎講座

被保険者の資格取得と  
被扶養者の異動(認定・削除)について

被保険者資格取得

事実上の使用関係が発生した日(取得日)から、被保険者資格を取得したことになります。

試用期間等の定めがある場合でも、その期間に報酬を支払う等、事実上の使用関係が生じる場合は、その生じた日から被保険者資格を取得します。

被扶養者の異動

被扶養者の範囲は、被保険者の三親等内の親族で「主として被保険者により生計を維持されている」75歳未満の方です。また、三親等内であっても被保険者の直系尊属、配偶者(内縁関係含む)、子、孫、弟妹以外の方は同一世帯に属することが要件となります。

参考1

「主として被保険者により生計を維持されている」目安とは

●被保険者と同一世帯に属する場合は、被扶養者の年間収入が130万円未満(60歳以上または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であること。

●被保険者と同一世帯に属していない場合は、被扶養者の年間収入が130万円未満(60歳以上または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満)であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ないこと。

参考2

現在、兄弟は同一世帯に属することが要件となっておりますが、平成28年10月1日からは同一世帯に属する要件を要さなくなります。

4月は資格の変更がよくある時期です。届出は事由が発生してから5日以内に提出してください。

Q & A

**Q** 4月1日付で社員を採用しました。始めの一定期間は試用期間ですが、健康保険の被保険者となりますか? また、被保険者となる場合、資格取得日はいつになりますか?

**A** 新規採用者については当初の一定期間を試用期間として、その後、引き続き雇用するかどうかは一般的です。この場合、一定の期間を定めている期間雇用ではなく、期間を定めない雇用ですので4月1日から被保険者となります。

**Q** 66歳の社員が4月30日で定年退職となり、5月1日より引き続き再雇用の契約をします。給与は嘱託となりますので今までより下がります。この場合、手続きはどうすればよいでしょうか?

**A** 平成25年4月1日より「嘱託」として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて一部改正がありました。その改正により65歳以降も、資格喪失届および資格取得届を同日付で提出し、資格が継続します。

**Q** 被扶養者認定中の子どもが4月1日より就職しました。手続きはどうすればよいですか?

**A** 健康保険被扶養者(異動)届に、就職されたお子様の被保険者証(当組合交付)を添付して、事業所経由で削除の手続きをしてください。

